

塩釜となりの家翔裕園 運営規定

(認知症対応型通所介護：介護予防認知症対応型通所介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人杜の村が開設する、塩釜となりの家翔裕園が行う認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の事業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護又は要支援の状態にある認知症高齢者等に対し、適正な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護状態においてもその認知症である利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 塩釜となりの家翔裕園
- (2) 所在地 塩竈市北浜四丁目6番28号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、介護員等に対する技術指導、認知症対応型通所計画(予防)の作成等を行う。
- (3) 看護職員又は介護職員 3名以上
看護職員又は介護職員は、事業の提供に当たる。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝日営業あり)。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は12人とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活等に関する相談助言
- (2) 日常動作訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 入浴サービス
- (5) 給食サービス
- (6) 送迎
- (7) 家族介護教室
- (8) その他必要な事業

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣並びに塩竈市が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理サービスであるときは、原則として負担割合証に応じた額とする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、1 km当り100円で積算した額を交通費として徴収できるものとする。

4 前3項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

- (1) 食材料費 1回につき650円
- (2) おむつ代 実費
- (3) 上記のほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

6 キャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

通所予定の当日にキャンセルとなった場合、食材料費相当額。ただし、急な入院や病状の急変などの場合はこの限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、塩竈市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者に対し適切な事業を提供するために、施設内に利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 センターは、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(業務継続計画)

第12条 事業所は、業務継続計画(BCP)策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、

利用者が継続して通所介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第13条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人杜の村と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する